【自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項】

●開示項目

自己資本比率規制（バーゼルⅢ）……48

■定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要……48
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要……48
3.信用リスクに関する事項……48
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要……49
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要…49
6.証券化エクスポージャーに関する事項……49
7.オペレーショナル・リスクに関する事項……50
8.銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要……50
9.金利リスクに関する事項……50

■定量的な開示事項

Ⅰ.単体における事業年度の開示事項
(1) 自己資本の構成に関する開示事項……51
(2) 自己資本の充実度に関する事項……52
(3) 信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）……53
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高……53
ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……54
ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等……54
ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等……54
(4) 信用リスク削減手法に関する事項……54
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……54
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項……55
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項……55
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項……55
(9) 金利リスクに関する事項……55

Ⅱ.連結会計年度の開示事項
(1) 自己資本の構成に関する開示事項……56
(2) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額……57
(3) 自己資本の充実度に関する事項……57
(4) 信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）……57
(5) 信用リスク削減手法に関する事項……57
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……57
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項……57
(8) 出資等エクスポージャーに関する事項……57
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項……57
(10) 金利リスクに関する事項……57